

5. 境界杭の設置要領

境界杭の設置要領

境界杭及び境界明示板の設置に当たっては、水道工事設計標準図及び以下によることとする。

1 設置位置

- (1) 屈折箇所には、必ず設置すること。
- (2) 直線箇所には、境界が明らかになるように 40m 以内の間隔で設置すること。

2 設置時期

境界が不明確な箇所については、隣接地の所有者立会のうえで、その確定後速やかに設置すること。

3 材質及び形状

- (1) 水道工事設計標準図のとおりとする。
- (2) 境界杭は局の支給材料とする。

4 設置図の作成

- (1) 一般平面図に境界線及び杭番号を記入すること。
- (2) 境界座標図に杭番号を記入した図面を作成すること。
- (3) 杭間距離及び屈折部杭の内側角度を記入した図面並びに基準杭が構造物等からオフセットできる図面を作成すること。
- (4) 境界線が法肩、法下であるかを明確にするため、必要に応じた断面図を作成すること。

5 設置方法

- (1) 隣接地の境界線の水道局用地側に関係人立会のうえ、設置すること。
- (2) 地中埋込部には、コンクリートその他で根固めをすること。
- (3) 地上突出部は、原則として 15～30cm の範囲とする。
- (4) 将来、隣接地が盛土されるおそれのある所は、その盛土線まで杭を上げておくこと。
- (5) 杭の番号プレート用彫り込みには、用地内から見えやすい側に番号プレートを設置すること。
- (6) 杭頭の矢印の方向は、水道工事設計標準図のとおりとする。
- (7) コンクリート杭の埋設不可能な場所については、境界明示板詳細図のとおりアルミ製明示板又は金属製明示板を設置すること。
- (8) アルミ製明示板の設置にあたっては、明示板をボンドで固定した後、ドリルでアンカー穴をあけ、アンカー穴に接着剤を塗布し、オールアンカーを打ち込むこと。